

償却資産と償却資産税について

1. 償却資産と償却資産税

償却資産とは土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額またはその他の政令で定める資産以外のものをいいます。

償却資産税は固定資産税のうち、償却資産に課せられる税金です。
土地や家屋に課される固定資産税と分ける意味で、償却資産にかかる固定資産税は償却資産税と呼ばれています。
1月1日に所有している償却資産について、1月末日までに市区町村に申告する必要があります。

2. 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構 築 物	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）等
3	船	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）等
6	工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

3. 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取付られていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋と設備の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として取扱います。
家屋と一体となって家屋の効用を高める設備については家屋に含まれるため、償却資産税については「申告不要」です。
例えば、火災報知設備、衛生設備（便器等）、ルームエアコン以外の空調設備などは家屋に含まれるため申告が不要です。

*詳しい区分表は主税局のホームページに掲載されています。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。
当該設備は賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告が必要です。

4. 償却資産の対象とならないもの

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト）
- ② 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- ③ 繰延資産
- ④ 棚卸資産
- ⑤ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産と計上しないもの
 - ・取得価格が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却してるもの
- ⑥ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、所有権移転外リース及び所有権移転リース資産で、取得価格が20万円未満のもの

5. 税額等の算出方法について

取得価格から、耐用年数と経過年数をもとに年々減少する形で計算されます。

各資産の評価額を資産が所在する市区ごとに合算した額（決定価格）が課税標準額となり、課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 (100分の1.4)} = \text{税額 (100円未満切り捨て)}$$

*課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません

< 計算例(概算) >

資産の名称	取得年月日	取得価格	耐用年数	減価率	評価額
舗装路面 (コンクリート敷)	平成28年9月	2,700,000円	15年	0.142	2,700,000円 × (1 - 0.142 × 1/2) = 2,508,300円 ⇒ 評価額

$$2,508,000円 \times 0.014 = 35,112円 \Rightarrow \mathbf{35,100円 (税額)}$$

6. 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで(5年または7年)遡及することとなります。

過年度分について追加課税となった場合、通常の納期(4回払 原則4月、7月、12月、2月)とは異なり、1回まとめてのお支払となります。

詳細等お気軽に担当者までお問い合わせください。

作成者：住友